

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程

平成19年3月27日

訓令第12号

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与、勤務時間等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 任用は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用する。

- (1) 災害、その他重大な事故のため職員の職に欠員を生じ、法第17条第1項の規定により、職員を任命するまでの間に欠員としておくことができない緊急な場合
- (2) 臨時的任用を行おうとする日から、1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) 前2号に規定するほか、特に広域連合長が認めた場合

(任用期間)

第3条 臨時職員の任用期間は、6か月以内とする。この場合において、必要があるときは6か月以内の期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

(任用手続)

第4条 秋田県後期高齢者医療広域連合総務課長（以下「総務課長」という。）は、臨時職員を任用する必要がある場合には、臨時職員任用伺（様式第1号）を事務局長に提出するものとする。

- 2 総務課長は臨時職員を任用しようとするときは、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。
- 3 総務課長は臨時職員の任用を決定したときは、任用する者に臨時職員任用通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(任用期間の更新)

第5条 総務課長は、第3条の規定により任用期間の更新を必要とするときは、臨時職員任用期間更新伺（様式第3号）を事務局長に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第2項を準用する。

(臨時職員の登録)

第6条 臨時職員の登録は、次の書類を提出させ、登録台帳（様式第4号）に登録する。

- (1) 履歴書
 - (2) 免許その他資格を要する場合においては、それらを証する書類
- (勤務時間等)

第7条 勤務時間、休憩時間及び休日については、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）及び秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の規定を準用する。

- 2 特に、事務局長が必要と認めた場合に限り、条例第7条に規定する正規の勤務時間以

外の時間における勤務を行わせることができるものとする。

(年次有給休暇)

第7条の2 臨時職員の年次有給休暇に係る取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 任用の日から起算して2月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が2月を超えることとなる日に、5日の年次有給休暇を与えるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が6月を超えることとなる日に、5日の年次有給休暇を追加して与えるものとする。

2 前項に掲げる年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間単位で使用した場合には、7時間45分をもって1日と換算する。

(特別休暇)

第7条の3 臨時職員の特別休暇に係る取扱いは、次の各号に掲げるとおりとし、有給とする。

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第7条に基づき、臨時職員が選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する場合 必要と認める期間
- (2) 夏季休暇 1年の7月から9月までの期間内における休日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く原則として連続する5日の範囲内で事務局長が認める期間

(給料)

第8条 給料は、日額で計算し月ごとにまとめて支給するものとし、その額は、予算の範囲内において定める。

2 臨時職員が勤務しないときは、その期間における給料を支給しない。

(給料の減額)

第9条 前条第2項の期間が半日の場合は、2分の1の額を減額する。

2 前条第2項の期間が時間による場合は、その月で勤務しなかった全時間数に勤務1時間当たりの額を乗じて得た額を減額する。この場合において、算出された時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

(1時間当たりの給料額)

第10条 勤務1時間当たりの給料額は、日額を勤務時間で除した額とし、端数は10円未満を切り捨てる。

(手当の種類)

第11条 臨時職員の手当の種類は、通勤手当及び時間外勤務手当とし、手当の支給は、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当は、予算の範囲内において定めるものとする。
- (2) 時間外勤務手当は、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の時間外手当及び休日勤務手当の支給に関する規則(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第18号)を準用する。

(給与の支給日)

第12条 給与は、法令に特別の定めがある場合を除いて、月の1日から末日までの分

(以下「計算期間」という。)を翌月の21日に支給する。

2 事務局長が必要と認めるときは、前項に規定する計算期間、支給日を変更することができる。

(旅費)

第13条 公務のため旅行する場合、秋田県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第11号)に規定する秋田県後期高齢者医療広域連合の職員の例による。

(服務)

第14条 臨時職員の服務については、秋田県後期高齢者医療広域連合服務規程(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第4号)に規定する秋田県後期高齢者医療広域連合の職員の例による。この場合において、秋田県後期高齢者医療広域連合服務規程により難しい事項については、広域連合長が別に定める。

(保険等への加入)

第15条 臨時職員は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づき被保険者となることができる。

(災害補償)

第16条 臨時職員の公務上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(平成14年7月12日条例第35号)の規定を適用する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月9日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年7月21日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月18日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

<p>臨時職員任用伺</p> <p>下記のとおり臨時職員 人を必要とするので、任用の承認をお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>秋田県後期高齢者医療広域連合事務局長様</p> <p style="text-align: right;">秋田県後期高齢者医療広域連合総務課長</p>	
職 種 (業務内容)	
勤務場所	
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
任用を必要とする理由	
日 給	日給 円
予算計上の有無	款 項 目 予算額 円 支出予定額 円
特記事項 備 考	任用予定者：住所、氏名、年齢等

臨時職員任用通知書

年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局長

印

臨時職員として、下記の条件で任用します。

記

任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務場所	
勤務時間	午前 時 分から午後 時 分まで 午前 時 分から午後 時 分まで
休憩時間	分(1日の勤務時間が6時間を超える場合に、勤務時間の途中に置く。)
給 与	日額 円 通勤手当 有・無
退職手当	ありません。
給料の支払	締切日毎月末日 支払日 翌月10日
休 み	
特記事項	
そ の 他	秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程に基づく。

様式第3号(第6条関係)

臨時職員任用期間更新伺

下記のとおり臨時職員 人の任用期間を更新したいので、承認をお願いいたします。

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局長様

秋田県後期高齢者医療広域連合総務課長

職 種	氏 名	従前の任用期間	日 給	更新前の日給
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
更新理由				
更新期間	年 月 日から 年 月 日まで			
予算措置	款 項 目 予算額 円 支出予定額 円			

様式第4号(第6条関係)

登 録 台 帳				番 号	番
登 録 年 月 日			現 住 所		
希 望 職 種			氏名・生年月日		
登 録 後 の 状 況				電 話 番 号	
任用又は更新始期	任用又は更新終期	任用・更新の区別	日 給	備 考	保 険 等 関 係
・ ・	・ ・	任用・更新	円		
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			
・ ・	・ ・	任用・更新			